

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

46 97/6/1

¥100

NPT再検討準備会での日本政府を検証する ——

具体論ゼロ/アメリカの枠を一步も出ない

NPT(核不拡散条約)再検討会議準備会(プレプコム)は4月18日、目立った前進なく幕を閉じた。核軍縮の促進、とくに核兵器禁止条約(NWC)の交渉開始をめぐる、核兵器国と非核兵器国の対立が顕在化してきたが、日本政府はどのような立場をとったのか。非同盟諸国の主張と対比しながら、検証したい。日本政府の主張は、きわめて具体的内容に乏しく、アメリカがOKした範囲にとどまろうとしていることが浮かび上がってくる。

プレプコムに参加した国のいくつかは、個別に、あるいは共同で、NPT再検討過程に関わるそれぞれの意見、提案をプレプコムに提出した。これらは、2000年に開かれるNPT再検討会議への報告がプレプコムによって作成される際の基礎となる。以下で検証する非同盟諸国と日本の主張はそれぞれ、それらのなかのひとつである。

●非同盟諸国の主張

非同盟諸国の要求は、「非同盟諸国のワーキング・ペーパー」として、4月10日にインドネシア代表によって発表された。それを提案する陳述文は、NPTが核の水平および垂直拡散をくい止める鍵だと指摘したうえで、「条約の信頼性」の向上を求めている。そのための「具体的な目標」として、2ページ掲載「表1」の6項目が掲げられた。

そのなかで優先課題として提起されているのが、「核兵器廃絶に向けた交渉開始」である。注目すべきことは、交渉をジュネーブ軍縮会議(CD)に新たに特別委員会を設置して行うべきであると主張している点である。昨年8月にCDに提出

された非同盟28カ国提案の「核兵器廃絶に向けての行動計画」(本誌29号)につ

クァチョン
果川市

韓国初の非核宣言の動き

韓国で地方自治法が成立したのは1994年3月、はじめての統一地方選挙は1995年6月に行われた。

その韓国で、初めて非核自治体宣言をめざす努力が始まっている。成立するまでにまだまだ困難が予想されるが、東北アジアの非核化にとって大きな意味をもつ動きである。

動きがあるのはソウル近郊の果川(クァチョン)市。果川市は政府庁舎が集まる人口約7万人の副政治都市である。韓国環境運動連合果川支部の金鉉(キム・ヒョン)さんによると非核宣言をする動機づけとして二つをあげることができる。

一つは果川市だけに限定したものではないが、台湾の核廃棄物を朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が受け入れ貯蔵するという計画に対して、韓国国内に大きな反対世論が存在することである。

いては、それを唯一の提案として強調するのはではなく、考慮すべき一案と位置づ

南北に関係なく、核に汚染されない錦繡江山を子孫に残したいという願いが、そこには込められている。

もう一つは政治中心として人工的に作られた果川市に特有の問題がある。そこには核兵器による攻撃を想定したと考えられる大きな地下シェルターが、戦時下の政庁のために作られているという。そこで非核都市宣言をして核攻撃を回避しようという動機づけが市民の間に存在する。次ページに示したものは、まだ未完成な宣言文の粗案に過ぎないが、宣言の問題意識を知るうえで役にたつと思われるので資料として掲載した。

金鉉さんらは、韓国全国の先導的な役割を果たしたいと夢をふくらませている。6月下旬に開かれる市議会が、一つの山場となる。M

けている。

「法的拘束力のある消極的安全保障につながる交渉の開始」も求められた。「法的拘束力」という点が、非同盟諸国の要求の中心である。核兵器国が、核兵器による威嚇もしくは使用を、非核兵器国に対して行わない、ということを保証する法的枠組みは、今のところ存在しない。1995年のNPT延長会議で合意された「原則と目的」第8項に、「(消極的安全保障へ向けた措置は)国際的に法的拘束力のある条約の形態をとることができる」という、あいまいな表現があるのみである。これには、非同盟諸国の求めた法的保証が、核兵器国の反対にあい、このような中途半端な表現になってしまった、という経緯がある。非同盟諸国は、この点を再び提起した。

「NPTの普遍性」の重要性も強調された。これはNPT未加盟の国に加盟を促すことで、核疑惑国でNPT未加盟のインド、パキスタン、そしてとくにイスラエルを念頭に置いている。陳述では、名指しこそ避けたが「中東の一国の例外」に「条約の遅滞なき加盟を求めることは不可欠」と述べられている。

●日本の主張

一方、日本の意見は、「再検討過程で考慮されるべき実現可能な要素」という表題で、4月11日に発表された。核不拡散と核軍縮、核エネルギーの平和的利用におけるNPT体制の重要性を指摘したうえで、「核兵器のない世界」という究極目標に向けて、「安全保障の国際的環境を考慮しながら、現実的で効果的な核軍縮の手段をひとつひとつ積み重ねていく」という姿勢が、基調となっている。この姿勢は、本誌第41号で紹介した外務大臣演説の「現実的で段階的な方法 (realistic and incremental approach)」と呼ばれたものに合致する。

表1 非同盟諸国の主張

- NPTの普遍性の拡大
暗にNPT未加盟の核疑惑国、とくにイスラエルに加盟を促す。
- 法的拘束力のある消極的安全保障につながる交渉の開始
核兵器による威嚇、使用を非核兵器国に対して行わないという法的な保証を求める。
- カットオフ条約の合意
新規提案、具体的提案なし。
- 核兵器の廃棄は優先課題
ジュネーブ軍縮会議(CD)に特別委員会設置を提案。
- 非核地帯の拡大
新規提案、具体的提案なし。
- 核物質、核技術の平和的利用
妨害や差別のない、長期にわたるアクセスを求める。

NPT再検討会議準備会に出された非同盟諸国のワーキング・ペーパーの提案文書に「具体的な目標として掲げられた6項目である。筆者が簡単な説明を加えた。

しかしその内容は、これまで国際社会が積み重ねてきた事実の繰り返しのみで、新規また具体的な提案はない。日本政府は、NWCにはまったく言及しなかった。アメリカが推進しているカットオフ条約を優先する姿勢を示しているだけである。そのカットオフ条約についてさえ、「いつ、どういう場で、誰が具体案を出すのか」などの提案はまったくしなかった。

この点については、スウェーデンの提案と比較すると、違いが際立つ。スウェーデンは、カットオフ条約の重要性を

表2 日本の主張

- 究極的目標は、核兵器のない世界
現実的なことを一つ一つ積み重ねていくという姿勢を示す。具体案なし。
- CTBTの重要性
新規提案、具体的提案なし。未臨界実験に言及せず。
- カットオフ条約の交渉開始
新規提案、具体的提案なし。
- 核兵器国同士の系統的かつ前進的な核軍縮努力の重要性
CTBTの次の課題として指摘。しかし具体的提案なし。
- 核兵器国による核軍縮措置の促進
日本提案の「究極的核廃絶国連決議」を引用して核兵器国に核軍縮を促す。具体的提案なし。
- 核兵器廃絶に伴う核分裂性物質の処理と管理
新規提案、具体的提案なし。
- 核戦力の臨戦態勢の解除、核弾頭の運搬手段からの取りはずし
日本がこの点に文書で触れたのは初めて。
- 消極的安全保障の重要性
95年のNPT延長会議で合意された「原則と目的」第8項を引用するのみ。新提案なし。
- NPTの普遍性の拡大
新規提案、具体的提案なし。

NPT再検討会議準備会に出された日本の文書のII章「核不拡散と核軍縮」部分で触れられたすべての項目を表にし、筆者が簡単な説明を加えた。III章「核エネルギーの平和的利用」、IV章「手続き上の問題」部分は割愛した。

強調しながら交渉の即時開始と完了を訴えるとともに、「今年5月中旬に始まる次期CDの会期中に、交渉を開始する」よう、すべてのNPT加盟国に促している。「消極的安全保障」については、日本は、1995年のNPT延長会議で合意された「『原則と目的』第8項を考慮して」と述

(予備的資料)

韓国・果川市 非核・平和都市宣言文(粗案)

1945年8月、日本の広島、長崎に人類史上初めて原子爆弾が投下され、数十万人の命が失われる大惨事が起きた。核爆弾の威力はわれわれ人類を破滅に導くかもしれないという危機感を与えた。

その後1986年4月、旧ソ連のチェルノブイリ核発電所が爆発した。チェルノブイリの悪霊はいまだに人間社会を徘徊している。今も死に逝く人が後を絶たないのである。

「核の平和的利用」という名での科学の歪曲された使用は、徐々に迎える人類の終末を暗示している。

そして今。

朝鮮半島は核のゴミ捨て場になろうとしている。自国の毒性廃棄物は自国で処理するとして国際的な協約を破り、台湾と北

朝鮮は秘密協定を締結した。朝鮮半島に核のゴミを搬入するということは、平和を維持し生き残れる社会をつくらうとする人類の希望を無残に踏みしめる、野蛮な行為に他ならない。

美しい山河の朝鮮半島に外国の核のゴミが埋められるのを黙って見過ごすのは、民族と子孫に対する無責任な行為である。

ここに、平和を愛し環境都市果川をつくるため先頭に立った7万の果川市民は、わが民族の命綱を他国に握らせまいということを明らかにし、美しい錦繡江山が核に汚染されるのに反対するものである。

そして果川市内で、核と関連したあらゆる物質の生産、輸送、搬入を、果川市民の名で禁じることを宣言する。

また果川市民とともに、朝鮮半島が核に汚染されるのを監視し、より安全なクリーンエネルギーを奨励し、環境都市果川をつくるために努力するものである。

われわれは次のように宣言する。

- 1、果川市は核実験や核攻撃から除外されることを要求する。
- 1、果川市は核に関連するあらゆる物質の生産、輸送、搬入、貯蔵を禁じるものである。
- 1、果川市は国家間の核廃棄物の移動に反対する。
- 1、果川市は核エネルギーが21世紀のオルタナティブなエネルギーになり得ないことを明らかにし、生態系にとってクリーンで安全なエネルギー補給の先頭に立つものである。(訳:加藤まさき)

べている。前述したように、非同盟諸国はこれを不十分として「法的拘束力」を求めているのだが、日本政府はそのことにまったく触れていない。

注目すべき点としては、キャンベラ委員会が提唱したことと関連して、「核戦力の臨戦態勢を徐々に解除したり、あるいは核弾頭の運搬手段から取りはずしたりすること」について、日本が初めて文書で触れたことである。新しい現象ではあるが、ここにも「徐々に」という逃げの形容詞が入っている。キャンベラ委員会は「ただちにとるべき手段」として、このことを要求していた。「徐々に」という主張であれば、すでに「照準をはずす」などのことが行われており、積極的主張をしたことにはならないのである。

●核兵器廃絶への姿勢

核兵器を全面廃棄する方法として、非同盟諸国がNWCに向けた交渉を求めていることはすでに述べた。これをより具体的な段階論として提案したのが、28カ国による行動計画である。したがって、非同盟諸国もまた一気に核兵器をなくせと言っているのではなくて、現実を踏まえた提案をしている。日本政府の「現実的で段階的」という考え方も矛盾しない。

日本政府の核兵器廃絶への提案は、日本が単独提案して採択されている国連総会決議「究極的な核兵器の廃絶を念頭においた核軍縮」に照らして努力せよ、と述べるにとどまっている。すでに3年間ほとんど変わらない決議を繰り返し提案をして、それを一歩も出ようとしてい

ない。この間の核兵器廃絶への国際世論の高まりをまったく無視しており、もちろん、NWCには一言も触れていない。

NWC交渉開始に賛成でないとすれば、それに替わる新しい提案、ないし考え方を提示することが問われている。日本政府が一歩一歩現実的に前進すると

資料

NPT再検討会議準備会の代表に対する核廃絶2000の申し入れ

(1997年4月、ニューヨーク、国際連合にて)

核不拡散条約の履行を強化し、その普遍性を達成するために、われわれはこの準備会に、1995年4月の核廃絶2000の声明と密接に結びついた以下の勧告を含む最終声明を出すことを求める。

- (1) 国際司法裁判所によって、あらゆる分野にわたる核軍縮へとつながる交渉を完了させるよう正式に述べられたように、1996年12月10日に採択された国連総会決議51/45Mと、(NPT)第6条の義務にしたがい、すべての核兵器を禁止し廃絶する核兵器禁止条約のための交渉を1997年中に開始すること。
- (2) 核廃絶のためのキャンベラ委員会によって明示されたこと、すなわち核戦力の臨戦態勢の解除、核弾頭の運搬手段からの取りはずし、核実験の終結、米国とロシアの核兵器のさらなる削減のための交渉の開始、そして核兵器国間における相互第一不使用の同意と非核兵器国に対する不使用の約束に関する同意など、核の脅威を減少させるための措置を即時履行すること。
- (3) NPT第1条と第2条にしたがい、外国から、そして公海から、すべての核兵器を撤去すること。

いう主張に固執するのであれば、その具体策を示す責任がある。カットオフ条約の交渉開始が次の段階であると主張するのであれば、すでに95年の「原則と目的」文書で同意されていることであるから、それを具体化する方針を示して初めて意味があるにもかかわらず、すでに述

- (4) 未臨界核実験を中止すること。被害を受けた先住民の人々と協議しすべての核実験場を閉鎖すること。被害者や50年以上の核実験の遺産である環境の悪化を補償すること。
- (5) 米国のB61-11地中貫通型核弾頭とB61誘導滑空爆弾、フランスのトリオンファン潜水艦、そして英国、米国のトライデント潜水艦など、新規設計、改良もしくは新生産の核兵器や運搬手段の開発を中止し破棄すること。
- (6) フランスのメガジュール・レーザー、および米国のNIF(国立点火施設)、高度戦略コンピューティング構想そして高度ハイドロテスト(ATF、流体力学実験)施設の建設など、模擬実験インフラストラクチャーの拡大を中止すること。
- (7) 持続可能で、環境に安全で、そして核拡散を起こしにくいエネルギー資源の開発に関与する国際持続可能エネルギー機関の設立を支援すること。そして拡散問題と廃棄物貯蔵問題が適切に解決されるまで、新規原子力発電所の建設と非医学的核技術の移転を一時停止すること。
- (8) トリチウムを含むすべての兵器への使用が可能な放射性物質の軍事的商業的生産、再加工そして再利用の禁止に関する交渉を開始すること。それらのすべての物質の過去および現在の、毎年更新される完全かつ公けの目録を作成すること。核弾頭に装備された物質も考慮し、現存のストックを削減および廃棄すること。核分裂性物質のカットオフに関する現在の袋小路は、軍縮措置が不拡散措置と結びつく場合にのみ克服可能である。

- (9) 大陸同様海洋区域を取り囲む南半球非核地帯を創り出すため、現存の非核地帯を拡大すること。
- (10) 核軍縮に関して会議閉会中のワーキング・グループを設立すること。そして
- (11) NPT再検討過程へNGOをさらに組み入れること——国連の下での核軍縮フォーラムにおけるNGOは、他の国連フォーラム(人権や環境のような)におけるNGOと同じアクセスや参加の権利を持つべきである。

1997年4月10日

中野区長が米未臨界核実験中止要請

5月26日、東京都中野区長が、米国の未臨界核実験に反対する文書を、米大使館を通してクリントン大統領に送付した。米エネルギー省の発表直後の4月5日に、広島、長崎両市長が抗議声明を発表したのに続くものである。以下に、中野区の抗議文書の全文を掲載する。

* * *

1997年5月26日

アメリカ合衆国大統領
ウィリアム・ジェファーソン・クリントン閣下

貴国は、ネバダ州の地下核実験場において、6月、それに続いて今秋、未臨界核実験を行うことを発表しました。

昨年12月、国連総会において、核兵器全

面禁止条約の交渉開始を求める決議が採択され、世界世論は核廃絶へ向けて動き始めています。

今回の貴国の決定は、こうした流れに反するものであり、新たな核兵器開発競争をも招く恐れのある行為だと言わざるを得ません。

中野区は、住民のいのちと暮らしを守るべき自治体として、1982年に「憲法擁護・非核都市の宣言」を行い、核を持つすべての国に、核兵器の廃絶を訴えてきました。唯一の被爆国として、すべての国のあらゆる核実験に反対し、核兵器の全面廃絶を実現させることは、私たちの未来の人々に対する責任であると思っております。

閣下が速やかに未臨界核実験実施の決定を撤回し、大国アメリカの指導者として、世界の先頭に立ち核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け努力されるよう強く求めます。

中野区長 神山好市

べたように、なにか一つの具体的提案をしていない。

ここにおいてもスウェーデンと対比するならば、スウェーデンもNWCには触れていない。しかし、スウェーデンは国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を引用して、核軍縮義務を強調した。私たちからすれば不十分な内容であるが、少なくとも情勢を反映した新しい認識を示したのである。

一口で言うと、日本政府はアメリカがすでにOKしている範囲でのみ、核軍縮のジェスチャーを繰り返していることになる。

日誌


1997. 5. 6~5. 20

(作成: 笠本丘生、照屋みどり)

CWC=化学兵器禁止条約/EU=欧州連合/FIG=普天間実施委員会/IAEA=国際原子力機関/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NATO=北大西洋条約機構/OPCW=化学兵器禁止機関/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/START=戦略兵器削減条約/WB=ホワイトビーチ/WT=ワシントン・タイムズ

- 5月6日 CWC第1回締約国会議開催。条約に実効性もたせるOPCW発足。
- 5月6日 北朝鮮、「ノドン1号」の弾頭重量の軽量化に成功。米軍事筋語る。同ミサイルに搭載可能な小型の核弾頭製造は困難との見方。
- 5月6日付 口紙イズベスチヤ、ロ政府が1994年に核廃棄物を地下核爆発で処理する秘密計画を検討・作成と報道。外務省の反対で取りやめ。
- 5月7日 ロシアの安保政策の指針となる「国家安全保障の概念」、同国の安保会議で承認。核兵器先制使用の権利盛り込む。
- 5月9日 原子力委員会、使用済み核燃料からプルトニウム取り出して再利用する核燃料サイクル計画堅持の方針確認。
- 5月9日 韓国国家安全企画部、黄・元書記の聴取報告発表。北朝鮮核開発に関する黄氏の情報は具体的根拠欠くことが判明。
- 5月9日 日米ロ欧が国際協力で計画中の国際熱核融合実験炉立地の決定と建設開始、21世紀にずれ込む見通し。科技庁明かす。
- 5月9日付 黄・元書記、当局の調査で、北朝鮮が1994年に既に核兵器開発終了と陳述。時期は米朝ジュネーブ合意以前。韓国・中央日報報道。
- 5月10日付 脳腫瘍の一種である髄膜腫の発生率、広島被爆者は一般の3倍。近年も増加傾向。広島大学の医師らが研究結果を英医学誌に発表。
- 5月10日付 NHK衛星第一放送、インターネット上で核問題の市民討論主催中。討論の内容を8月に番組として放送予定。
- 5月12日付 口核ミサイルの指令管制システム

CTBTが重要と言うなら、その土台を破壊し、インドなどの署名の妨げとなる米国の未臨界核実験に批判の声を上げないのはなぜか。非核地帯の重要性を説くなら、北東アジア非核地帯の創設に消極的なのはなぜか。

最後に、NGOネットワーク「核廃絶2000」が、NPT再検討会議準備会に要求した申し入れ内容を、資料として3ページに掲げる。(笠本丘生、梅林宏道) 

- 老朽化で、ミサイルが何回も自動的に「戦闘状態」に移行。CIAの秘密報告を米WT紙が報道。
- 5月13日 1969年にニクソン政権の国家安全保障会議に提出の公式文書で、日本政府が米核搭載艦船の領海通過を黙認と明記との事実判明。
- 5月13日 KEDO理事会、東京で開催。建設予定地の土地造成の7月中旬着工を目標に、作業加速化など合意。
- 5月13日 訪米中のロジオノフ・ロ国防相、コーエン米国防長官と会談。一層の戦略核削減で一致、ロ議会にSTART II、CWCの批准求める。
- 5月14日 NATOとロシア、両者の協力関係定める「基本文書」で合意。将来も新規加盟国への核兵器配備せず、との方針規定。
- 5月14日 ロジオノフ・ロ国防相、戦略核制御システム老朽化で誤動作頻発、との報道を否定。
- 5月15日 IAEA特別理事会、対象範囲拡大など定めた核査察協定強化策の議定書採択。核保有国にも、核関連情報の提供義務づけ。
- 5月15日 EUのKEDO加盟のための仮署名。
- 5月16日 マンハッタン計画に関与、戦後ノーベル賞受賞の米物理学者バーテ博士、未臨界実験などに強く反対する書簡を大統領に提出と判明。
- 5月19日 ロシア「国家安全保障の概念」で、軍事的対応記した部分が明らかに。局地戦含め、核兵器を国防の機軸とする方針鮮明化。
- 5月20日 OPCW事務局長にブラジルのプスタニ氏選出など、体制固まる。
- 5月20日 第五福竜丸展示館で、世界各地の原発事故や核実験現場、被爆者の実情紹介する写真展始まる。6月22日まで。

沖縄

- 5月6日「ヘリポート阻止協議会(命を守る会)」、キャンプ・シュワブ沖での海上ヘリポート建設のための事前調査の監視活動開始。
- 5月6日 米揚陸輸送艦ダビュークと米揚陸艦フォート・マクヘンリー、WB入港。
- 5月9日 海上ヘリポート建設のための事前調査開始。那覇防衛施設局から受注した業者が実施。
- 5月9日 県収用委員会、那覇防衛施設局の軍用地地主取り違え問題で、この地主の持ち分について裁決申請を却下。
- 5月14日 米軍12施設の一部用地強制使用期限満了。

公募 PCDS

日本ファシリテーター

PCDS(太平洋軍備撤廃運動)では、日本の窓口となる役割をもつファシリテーターの交代者を募集しています。無給ボランティアですがアジア太平洋各国の平和運動家とともに活動できるという他に替えがたい機会がえられます。

くわしいことを、お知りになりたい方は表記の事務所までご連絡下さい。

- 5月15日 強制使用期限切れの米軍12施設の一部用地、「改正」特措法に基づく暫定使用に入る。
- 5月15日 米国防省のバーズ報道官、沖縄返還25周年に当たり、「即応態勢を維持しつつ、県民への負担軽減に努力する」との声明を発表。
- 5月15日 復帰25年の内実を問う「5・15平和とくらしを守る県民総決起大会」など開かれる。
- 5月15日 日本科学者会議の調査団、「海上ヘリポート建設は海の生産力を阻害する」などとするキャンプ・シュワブ周辺の調査結果を発表。
- 5月16日 普天間基地所属のCH53Eヘリコプターが14日に海上を飛行中、2kgのギアボックスのカバーパネルを落としていたことが明らかに。
- 5月19日 米国防省、四年期防衛見直し(QDR)を発表。アジア太平洋地域で引き続き、米軍の10万人体制を維持することを明記。

沖縄のごよみ

- ◆5月-6月 海上ヘリポート建設のためのキャンプ・シュワブ沖での事前調査。政府方針。
- ◆5月26日 大田知事・橋本首相会談
- ◆5月26日 沖縄政策協議会幹事会、普天間飛行場返還作業委員会(タスクフォース)
- ◆5月27日 沖縄政策協議会
- ◆5月29日 強制使用手続き第4回公開審理
- ◆12月末 FIG実施計画を完成する期限。(SACOでの決定)
- ◆97年度末 104号越え実弾砲撃演習、本土移転の期限。(SACOでの決定)

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、加藤まさき、飯田治子(平和資料協同組合)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道